

令和5年2月定例府議会提出予定議案の概要
(予算案を除く。)

(番号 1～ 19 令和5年度一般会計及び特別会計当初予算の件)

(番号 20～ 36 令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の件)

【事件議決案 (33件)】

番号	件名	概要
37	修徳学院環境改善事業の施行に伴う負担金徴収の件	令和5年度において府が施行する修徳学院環境改善事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 受益市 堺市 負担金 2億9,583万6千円
38	土地改良事業の施行に伴う負担金徴収の件	令和5年度において府が施行する土地改良事業により利益を受ける市町から負担金を徴収するため、土地改良法第91条第6項の規定により議決を求めるもの。 受益市町 河内長野市ほか24市町 負担率 175/1,000ほか 負担金 4億4,184万円
39	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	令和5年度において国が施行する淀川河川公園整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。 受益市 大阪市 負担率 1/6 負担金 798万500円
40	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件	令和5年度において府が施行する都市高速鉄道連続立体交差事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 受益市 東大阪市ほか4市 負担金 14億7,447万8千円
41	モノレール道整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	令和5年度において府が施行するモノレール道整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 受益市 東大阪市 負担金 1億3,851万円

番号	件名	概要
42	流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件	<p>令和5年度において府が施行する流域下水道事業により利益を受ける市町村から負担金を徴収するため、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。</p> <p>受益市町村 大阪市ほか41市町村</p> <p>負担率 国庫補助事業 1/4、1/6 府費単独事業 1/2 維持管理費 5.5/10ほか</p> <p>負担金 338億3,879万3千円</p>
43	修徳学院環境改善事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において府が施行中の修徳学院環境改善事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 2,045万3千円 → 796万1,900円</p>
44	土地改良事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において府が施行中の土地改良事業の事業費の変更に伴う受益市町負担金の変更について、土地改良法第91条第6項の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 2億7,742万4千円 → 2億9,653万8千円</p>
45	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において国が施行中の淀川河川公園整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 761万1千円 → 118万3,333円</p>
46	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において府が施行中の都市高速鉄道連続立体交差事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 14億1,714万円 → 16億7,265万円</p>
47	モノレール道整備事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において府が施行中のモノレール道整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 8,739万6千円 → 6,305万9,453円</p>

番号	件名	概要
48	流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和4年度において府が施行中の流域下水道事業の事業費の変更に伴う受益市町村負担金の変更について、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。</p> <p>負担金 287億5,567万6千円 → 284億1,562万5千円</p>
49	工事請負契約等締結の件（モノレール道整備事業）	<p>(1) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（荒本西工区外）請負契約 契約金額 10億4,570万4千円 請負者 株式会社駒井ハルテック</p> <p>(2) 大阪モノレール支柱建設工事（中鴻池町工区）請負契約 契約金額 17億6,726万円 請負者 株式会社森組</p> <p>(3) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本西工区その1）請負契約 契約金額 13億9,630万7千円 請負者 鉄建建設株式会社</p> <p>(4) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本西工区その2）請負契約 契約金額 20億9,770万円 請負者 株式会社森組</p> <p>(5) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本西工区その3）請負契約 契約金額 7億840万円 請負者 株式会社ハンシン建設</p> <p>(6) 大阪モノレール瓜生堂車両基地（仮称）内の支柱基礎建設工事委託契約 契約金額 10億9,744万3,600円 受託者 大阪モノレール株式会社</p>
50	工事請負契約締結の件（都市河川改良事業）	<p>一級河川寝屋川布施公園調節池築造工事（R4取水施設工）請負契約 契約金額 7億5,458万4,600円 請負者 大起工業株式会社</p>

番号	件名	概要
51	工事請負契約変更の件 (津波・高潮対策事業)	一級河川木津川新水門築造工事請負契約 (令和4年10月26日議決) 契約金額 99億9,680万円 → 106億5,326万5,700円 請負者 大林・若築・寄神特定建設工事共同企業体
52	工事請負契約変更の件 (都市河川改良事業)	一級河川寝屋川布施公園調節池築造工事(本土工)請負契約 (令和2年12月21日議決) 契約金額 20億3,475万300円 → 20億9,508万4,200円 請負者 岸本・奈良共同企業体
53	工事請負契約変更の件 (一級河川上の川周辺 まちづくり基盤整備工 事)	一級河川上の川周辺まちづくり基盤整備工事請負契約 (令和3年10月11日議決) 契約金額 16億4,931万5,800円 → 18億1,746万5,100円 請負者 大鉄工業株式会社
54	府有財産賃貸借契約 に係る貸付料及び建 物収去費用に相当す る負担金に関する債 権放棄の件	府有財産賃貸借契約に係る貸付料及び建物収去費用に 相当する負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放 棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった40万4,760円及び当該貸付料及 び建物収去費用に係る遅延損害金
55	大阪府福祉基金地域福 祉振興助成金返還金に 関する債権放棄の件	大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の返還金に係る債務者 に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて、議 決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった15万1,650円及び当該返還金に 係る遅延損害金
56	大阪府障害者扶養共済 制度掛金に関する債権 放棄の件	大阪府障害者扶養共済制度掛金の債務者に対して、大阪府 が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった4万6,800円及び当該掛金に係る 遅延損害金

番号	件名	概要
57	大阪府立救命救急センターの診療料等に関する債権放棄の件	大阪府立救命救急センターの診療料等の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった4,199万2,920円及び当該診療料等に係る遅延損害金
58	大阪府営住宅の家賃及び共益費に関する債権放棄の件	大阪府営住宅の家賃及び共益費の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった1億5,388万9,704円並びに当該家賃及び共益費に係る遅延損害金
59	大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金に関する債権放棄の件	大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった1億2,499万4,738円及び当該損害金に係る遅延損害金
60	大阪府営住宅の駐車場使用料に関する債権放棄の件	大阪府営住宅の駐車場使用料の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった978万5,760円及び当該使用料に係る遅延損害金
61	大阪府営住宅の修繕に係る負担金に関する債権放棄の件	大阪府営住宅の修繕に係る負担金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった1,723万6,035円及び当該負担金に係る遅延損害金
62	私有地への排水管の埋設に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	高石市羽衣5丁目地先の私有地に昭和36年頃に埋設した排水管に関し、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

番号	件名	概要
63	府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件	府立学校の職員の給与の過誤払いについて、債務者を相手方として、過誤払金の返還を求める訴えを提起するため、議決を求めるもの。
64	交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	公務のため公用車を運転していた府警察職員が発生させた交通事故に係る損害賠償請求に関し、損害賠償の額を決定し、民法第695条及び民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。
65	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館 指定期間 令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 AKN共同事業体
66	大阪都市計画局共同設置規約を変更する件	大阪都市計画局共同設置規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるもの。
67	包括外部監査契約締結の件	令和5年度に係る包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を求めるもの。 ・契約期間の始期 令和5年4月3日 ・契約金額 1,530万2千円を上限とする額 ・契約の相手方 上原 武彦(資格 弁護士)
68	公立大学法人大阪の定款の一部を変更する件	公立大学法人大阪における役員定数の変更に伴い、同法人の定款の変更が必要となるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により議決を求めるもの。
69	第2次大阪府教育振興基本計画を定める件	大阪府教育行政基本条例(平成24年大阪府条例第88号)第3条に規定する第2次大阪府教育振興基本計画を定めることについて、同条例第4条第2項の規定により議決を求めるもの。

【条例案（33件）…一部改正32件、廃止1件】

番号	件名	概要
70	大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の改正により、同法に基づく知事の権限に属する事務の一部が指定都市へ移譲されることに伴い、当該事務を指定都市が処理することとしている規定を削除する。 施行日：令和5年4月1日ほか
71	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和5年3月31日から令和6年3月31日に延長する。 施行日：令和5年4月1日
72	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和5年3月31日から令和6年3月31日に延長する。 施行日：令和5年4月1日
73	大阪府組織条例一部改正の件	大阪のまちづくりグランドデザインの策定に伴い、大阪都市計画局における分掌事務の改正を行う。 施行日：令和5年4月1日

番号	件名	概要
74	大阪府税条例等一部改正の件	<p>1 法人府民税法人税割及び法人事業税に係る超過課税の適用期間の終期を令和5年10月31日までに終了する事業年度から令和8年10月31日までに終了する事業年度に延長する。</p> <p>施行日：公布の日</p> <p>2 労働者協同組合法の改正に伴い、法人府民税の減免の対象となる法人に特定労働者協同組合を追加する。</p> <p>3 地方税法の改正（令和5年3月末公布予定）に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税環境性能割の税率区分について、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。 ・先進安全技術を搭載したトラック、バスに係る自動車税環境性能割の特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上で適用期限を2年延長する。 ・自動車税種別割のグリーン化特例のうち、電気自動車等を取得した場合における軽課措置等について、適用期限を3年延長する。 <p>施行日：令和5年4月1日ほか</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府税条例 ・大阪府税条例等の一部を改正する条例 ・大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例 ・大阪府宿泊税条例
75	大阪府個人情報保護審議会条例一部改正の件	<p>1 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、同条例に基づく諮問に応じ審査請求について調査審議することから、審議会の担任する事務を追加する。</p> <p>2 審査請求に係る手続のあり方について調査審議する部会の設置に伴い、審議会の委員の定数を改定する。</p> <p>〔改正前〕 9人以内</p> <p>〔改正後〕 11人以内</p> <p>施行日：公布の日</p>

番号	件名	概要
76	大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合に、園児等の乗降の際の所在確認と安全装置の装備を義務付ける規定を追加する。 ・児童福祉施設等において、安全計画を策定すること等を義務付ける規定等を追加する。 ・懲戒に係る権限の濫用の禁止についての規定を削除する。 <p>施行日：令和5年4月1日ほか</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
77	大阪府福祉行政事務手数料条例一部改正の件	<p>介護支援専門員実務研修受講試験に関する試験問題作成事務に係る手数料の額を改正する。</p> <p>〔改正前〕 1, 800円 〔改正後〕 1, 400円</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
78	大阪府子ども施策審議会条例一部改正の件	<p>子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
79	精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件	<p>職員の給与に関する条例の改正により職員の給料月額が改められたこと等を踏まえ、精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者が入院を必要とするかどうかの判定等の職務を行う場合の報酬の額を改正する。</p> <p>〔改正前〕 1件 10, 110円 〔改正後〕 1件 10, 140円</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>

番号	件名	概要
80	大阪府旅館業法施行条例及び大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例一部改正の件	博物館法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：令和5年4月1日
81	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、浄化槽法に基づく事務の一部を泉佐野市が処理することとする。 施行日：令和5年10月1日
82	大阪府立労働センター条例一部改正の件	1 大阪府立労働センターにおける会議室の利用に係る料金を新たに設定する。 ・第6会議室 1日 13,100円 2 大阪府立労働センターにおける展示室及び集会室を廃止することから、これらの利用に係る料金を廃止する。 施行日：令和6年4月1日
83	大阪府気候変動対策の推進に関する条例一部改正の件	エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の改正により、規定の整備を行う。 施行日：令和5年4月1日
84	大阪府立金剛登山道駐車場条例一部改正の件	大阪府立金剛登山道駐車場の利用料金について後納によることができることとする。 施行日：公布の日
85	大阪府立自然公園条例一部改正の件	自然公園法の改正を踏まえ、所要の改正を行う。 〔主な改正内容〕 1 野生動物に餌を与えること等野生動物の生態に影響を及ぼす行為であって、自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものについても、禁止の対象に含める。 2 違法な工作物の設置等の禁止に係る罰則を強化する。 〔改正前〕6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 〔改正後〕1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 施行日：令和5年7月1日 3 公園管理団体の行う業務について、自然公園に関する調査研究等の実施を必須の要件としない等の見直しを行う。 施行日：令和5年4月1日

番号	件名	概要
86	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例等一部改正の件	<p>水質汚濁防止法の上乗せ基準の暫定排水基準について、廃止又は適用期間を3年間延長するとともに、畜産農業に属する工場又は事業場に係る排出水のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物等の許容限度を引き下げる等の改正を行う。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例 ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例
87	大阪府生活環境の保全等に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、本条例に基づく水質の保全等に関する事務の一部を大阪市ほか28市町村が処理することとする。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
88	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の改正により、内容に農地転用を含む輸出事業計画等の認定等に当たっての協議に係る同意等の事務が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を大阪市ほか24市町が処理することとする。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
89	大阪府環境農林水産行政事務手数料条例一部改正の件	<p>漁業法の改正により、うなぎ稚魚漁業が同法に基づく許可の対象となることに伴い、養殖のためのうなぎの稚魚の特別採捕許可を廃止することから、当該許可の申請に係る手数料を廃止する。</p> <p>施行日：令和5年12月1日</p>
90	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>宅地造成等規制法の改正により、土地の用途にかかわらず、宅地造成、盛土及び土石の堆積等の規制を行うこととされることに伴い、改正前の法律に基づく宅地造成工事規制区域の指定等の事務を市町村が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>施行日：令和5年5月26日</p>

番号	件名	概要
9 1	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例一部改正の件	<p>道路交通法の改正により、自転車の運転者について、乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務が定められたことに伴い、本条例に基づく高齢者の乗車用ヘルメットの着用の努力義務に関する規定を削除する。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
9 2	大阪府建築都市行政事務手数料条例一部改正の件	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等においてエネルギー消費量の計算によらず、住戸の設備等の仕様に基づいて認定等を行うことができることとされたことに伴い、当該事務に係る手数料を新たに設定する等の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200平方メートル未満の一戸建ての住宅 22,400円 等 <p>施行日：公布の日</p>
9 3	大阪府建築基準法施行条例一部改正の件	<p>建築基準法の改正により、建築物の省エネルギーのための改修及び再生可能エネルギー設備の導入に支障となる容積率、高さ及び建蔽率の制限について、特定行政庁が認めた場合に緩和することとされたことに伴い、当該事務に係る手数料を新たに設定する等の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー設備の導入を行う建築物の容積率の制限の緩和に係る認定 27,000円 等 <p>施行日：令和5年4月1日ほか</p>
9 4	大阪府基金条例一部改正の件	<p>府が所管する港湾施設の整備のための資金を積み立てる基金として、港湾施設整備基金を設置する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

番号	件名	概要
95	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校〔改正前〕 9,699人 〔改正後〕 9,355人 ・特別支援学校〔改正前〕 5,513人 〔改正後〕 5,430人 <p>施行日：令和5年4月1日</p> <p>2 大阪府立南高等学校、大阪府立西高等学校、大阪府立扇町総合高等学校、大阪府立都島第二工業高等学校、大阪府立第二工芸高等学校、大阪府立平野高等学校、大阪府立かわち野高等学校及び大阪府立美原高等学校を廃止する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
96	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンターにおける照明設備等の利用に係る料金を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備 1時間 2,600円 等 <p>施行日：令和5年4月1日</p>
97	大阪府立少年自然の家条例一部改正の件	<p>水源を専用水道から貝塚市が供給する水道に切り替えたことに伴い、大阪府立少年自然の家の利用料金の上限額を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊（宿泊棟） 〔改正前〕 540円 〔改正後〕 590円 等 <p>施行日：令和5年4月1日</p>
98	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校〔改正前〕 17,807人 〔改正後〕 18,138人 ・中学校〔改正前〕 10,267人 〔改正後〕 10,155人 <p>施行日：令和5年4月1日</p>

番号	件名	概要
99	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例一部改正の件	<p>大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立弥生文化博物館及び大阪府立近つ飛鳥博物館の指定管理者の指定又は指定管理者が行う業務の実施状況の評価を行うときに意見を聴く附属機関を、大阪府立博物館等指定管理者選定委員会又は大阪府立博物館等指定管理者評価委員会とする。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
100	大阪府警察事務手数料条例一部改正の件	<p>道路交通法の改正に伴い、特定自動運行の許可等に係る手数料を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定自動運行の許可 <p>79,200円等</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>
101	大阪府高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準（国家公安委員会規則）の改正により、歩行者用青信号に従って道路を横断するものとして遠隔操作型小型車が追加されたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：令和5年4月1日ほか</p>
102	大阪府駐車場条例廃止の件	<p>大阪府江坂立体駐車場及び大阪府茨木地下駐車場を廃止することに伴い、本条例を廃止する。</p> <p>施行日：令和5年4月1日</p>

【人事案件（1件）】

番号	件名	概要
103	大阪府収用委員会委員の任命について同意を求める件	収用委員会委員針原祥次氏の任期が令和5年3月25日に満了となるので、再任することについて、土地収用法第52条第3項の規定により同意を求めるもの。

【報告（13件）】

番号	件名	概要
(報告) 1	電話対応強要行為等差止請求に関する調停に代わる決定の専決処分の件	職員への電話対応強要行為等の差止請求事件に関する裁判所による調停に代わる決定に対し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。 専決日 令和4年12月28日
2	一級河川寝屋川宝町調節池築造工事に伴う地盤沈下による建物の損傷事故に係る損害賠償請求事件の上告受理の申立ての専決処分の件	一級河川寝屋川宝町調節池築造工事に伴う地盤沈下による建物の損傷事故に係る損害賠償請求事件の判決を不服として上告受理の申立てをするため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。 専決日 令和5年2月13日
3	府営住宅明渡請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件	家賃滞納者等に対する府営住宅明渡請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。 (1) 訴えの提起 45件 専決日 令和4年12月23日 (2) 和解 30件 専決日 令和4年12月22日
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分の件	母子父子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。 件数 2件 専決日 令和5年1月13日
5	行政財産使用料支払請求事件に関する和解の専決処分の件	行政財産使用料支払請求事件に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。 件数 1件 専決日 令和5年1月30日

番号	件名	概要
6	交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の件	<p>公務のため公用車を運転していた府警察職員が発生させた交通事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>件数 1件 専決日 令和5年2月7日</p>
7	工事請負契約等変更の専決処分の件（モノレール道整備事業）	<p>工事請負契約等の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>1 工事請負契約の変更</p> <p>(1) 大阪モノレール支柱建設工事（桑才新町工区）請負契約 （令和2年12月21日議決） 専決日 令和4年12月21日</p> <p>(2) 大阪モノレール支柱建設工事（松生町工区）請負契約 （令和3年10月11日議決） 専決日 令和4年12月21日</p> <p>(3) 大阪モノレール支柱建設工事（茨田大宮工区）請負契約 （令和3年10月11日議決） 専決日 令和4年12月21日</p> <p>(4) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（B957工区）請負契約 （令和3年12月17日議決） 専決日 令和4年12月21日</p> <p>(5) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（B968工区）請負契約 （令和3年12月17日議決） 専決日 令和4年12月21日</p> <p>2 工事委託契約の変更</p> <p>(1) 大阪モノレール（仮称）瓜生堂車両基地内の支柱等建設工事委託契約 （令和2年5月26日議決） 専決日 令和4年12月27日</p> <p>(2) 大阪モノレールPC軌道桁建設工事委託契約 （令和3年6月9日議決） 専決日 令和4年12月27日</p>

番号	件名	概要
8	工事請負契約変更の専決処分の件（大阪府営住宅建設事業）	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 大阪府営堺新金岡4丁5番第3期高層住宅(建て替え)新築工事(第1工区)請負契約 (令和3年6月9日議決) 専決日 令和5年1月6日</p> <p>(2) 大阪府営堺新金岡4丁5番第3期高層住宅(建て替え)新築工事(第3工区)請負契約 (令和3年6月9日議決) 専決日 令和5年1月6日</p> <p>(3) 大阪府営堺宮園第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第1工区)請負契約 (令和3年6月9日議決) 専決日 令和5年1月6日</p> <p>(4) 大阪府営堺宮園第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第2工区)請負契約 (令和3年6月9日議決) 専決日 令和5年1月6日</p> <p>(5) 大阪府営豊中新千里南第2期高層住宅(建て替え)新築工事請負契約 (令和3年12月17日議決) 専決日 令和5年1月6日</p>
9	大阪府国民保護計画の変更の件	<p>大阪府国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する同条第6項の規定により報告するもの。</p>
10	債権放棄報告の件（都市整備部所管債権）	<p>都市整備部が所管する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条第3項の規定により放棄したので、同条第4項の規定により報告するもの。</p> <p>(1) 大阪府オーパス・スポーツ施設情報システムの登録料及び登録更新料 件数 83件 金額 2万6,700円並びに当該登録料及び登録更新料に係る遅延損害金 専決日 令和5年1月13日</p> <p>(2) 大阪府営住宅の家賃及び共益費 件数 52件 金額 22万7,137円及び当該家賃及び共益費に係る遅延損害金 専決日 令和5年1月13日</p>

番号	件名	概要
		<p>(3) 大阪府営住宅の家賃及び共益費に相当する損害金 件数 5件 金額 2万2,798円及び当該損害金に係る遅延損害金 専決日 令和5年1月13日</p> <p>(4) 大阪府営住宅の駐車場使用料 件数 13件 金額 8万6,520円及び当該使用料に係る遅延損害金 専決日 令和5年1月13日</p> <p>(5) 大阪府営住宅の修繕に係る負担金 件数 24件 金額 11万6,639円及び当該負担金に係る遅延損害金 専決日 令和5年1月13日</p>
11	債権放棄報告の件（独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金に関する債権）	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付に係る共済掛金に関する債権について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条第3項の規定により放棄したので、同条第4項の規定により報告するもの。</p> <p>件数 253件 金額 33万9,340円及び当該共済掛金に係る遅延損害金 専決日 令和5年2月1日</p>
12	副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況に関する報告の件	副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況について、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例第7条第2項の規定により報告するもの。
13	令和5年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策に関する報告の件	令和5年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策について、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により報告するもの。